



十市福第 781 号

平成 31 年 3 月 20 日

(協) 日本接骨師会十和田支部

支部長 森 晴 樹 様

十和田市福祉事務所  
所長



給付要否意見書の発行について（回答）に再照会に対する回答に照会に対する回答

平成 31 年 3 月 14 日付けで照会のあった標記の件について下記のとおり回答します。

記

『柔道整復施術の給付につき、申請があった場合には、給付要否意見書に必要事項を記載のうえ、すみやかに指定施術機関及び指定医療機関において所要事項の記入を受け、福祉事務所長に提出するよう指導して発行し、給付の要否判定を行うための判断材料とする。』

また、医師の同意の必要性を判断するために、被保護者に対して合理的理由なく、事前に指定医療機関を受診するよう求めることは適当でないこと。』について、記載のとおりの見解でよろしいか照会があったことについて異論はありません。

今後も生活保護手帳及び生活保護関係法令通知集並びに青森県健康福祉部健康福祉政策課の指導に基づき、生活保護の適正な執行に努めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

担当

十和田市役所生活福祉課

生活保護 1 係

電話 51-6715